(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が
	指定分争解決機関が存在する場 指定紛争解決機関が存在する場 五十一条の二第一項第一号に定め 五十一条の二第一項第一号に定め る措置を講ずる当該手続実施基本
(新設) 一〜十四 (略) 第六条 (略)	十五 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記 一〜十四 (略) 第六条 (略)
(登録申請書の添付書類)	(登録申請書の添付書類)
資金移動業者に関する内閣府令案	資金移動業者に関する内閣府令改正案

結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締

定紛争解決機関の商号又は名称

争解決措置の内容法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛 法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛 当該資金移動業者の

へ その他当該為替取引の内容に関し参考となると認められる事

項

一 (略)

イ (略)

ロ 前号イから小までに掲げる事項

ハ〜ホ (略)

2 (略)

一·二 (略)

三 前項第一号ロから小までに掲げる事項

四~六 (略)

(社内規則等)

行を確保するための措置(当該資金移動業者が講ずる法第五十一条移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂第三十二条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資金

る研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対すの二第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措

ホ (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 前号イから二までに掲げる事項

ハ〜ホ (略)

一・二 (略)

2

(略)

三 前項第一号ロから二までに掲げる事項

四~六 (略)

(社内規則等)

第三十二条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資金をあの十分な体制を整備しなければならない。 また 関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先 関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先 に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営される に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営される に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営される に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営される。

(新設)

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

して内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。第三十二条の二 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置と

一次に掲げるすべての措置を講じること。

- すること。

 すること。

 すること。

 すること。

 すること。

 すること。

 すること。

 すること。

 すること。
- 担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分口 資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂
- 業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。
 、資金移動業関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びにイの
- | 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項| 連苦情の処理を図ること。| 認定資金決済事業者協会が行う苦情の解決により資金移動業関

又は第二十五条に規定するあっせんにより資金移動業関連苦情

理する手続により資金移動業関連苦情の処理を図ること。四一令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処

処理を図ること。

五 資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行

処理を図ること。

。)が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連苦情の条第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じするに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人(法第九十九するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人(法第九十九

- で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
 2 法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令
- う。以下この条において同じ。)の解決を図ること。 用する銀行法第二条第二十項に規定する資金移動業関連苦情をい 定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続によ をする機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続によ が資金移動業関連紛争(法第百一条第一項において読み替えて準 の資金移動業関連紛争(法第百一条第一項において読み替えて準 のでする機関における仲裁手続によ
- 紛争の解決を図ること。 っせん又は同条に規定する合意による解決により資金移動業関連 、消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあ
- 争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること 対るに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛 するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛 するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図ること。
- らず、資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施3 前二項(第一項第五号及び前項第四号に限る。)の規定にかかわ

の解決を図ってはならない。
する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争

- ない法人 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過し終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過し一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を
- から五年を経過しない法人 指定を取り消され、その取消しの日 指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又
- ずれかに該当する者がある法人うべき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のい三、その業務を行う役員(役員が法人であるときは、その職務を行三
- がなくなった日から五年を経過しない者より刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることより刑に処せられ、その執行を終わり、又は弁護士法の規定に
- あった者でその取消しの日から五年を経過しない者
 法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消された
 法人において、その取消しの日から五年を経過しない者

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十一

附

則